

| 令和 6 年 第 2 回 筑前町議会臨時会会議録 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|---------------|-------------|--------------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|-------------|-------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------------|-----------|---------|-------|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|-------------|---------|--|--|
| 招集年月日 | 令和 6 年 5 月 13 日 (月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 招集の場所 | 筑前町役場議会議場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 開 会 | 令和 6 年 5 月 13 日 (月) 10 時 20 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 閉 会 | 令和 6 年 5 月 13 日 (月) 11 時 08 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出席議員 | <p>議長 田中 政 浩 1 番 原田 邦 男</p> <p>2 番 池松 和 彦 3 番 原口 博文</p> <p>5 番 木村 和 彦 6 番 石橋 里美</p> <p>7 番 柳 雅 明 8 番 山本 一洋</p> <p>9 番 石丸 時次郎 10 番 奥村 忠義</p> <p>11 番 山本 久 矢 12 番 河内 直子</p> <p>13 番 寺原 裕 明</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出席議員数 | 13 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠席議員 | 4 番 原田 宏 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明の為に出席した者の職氏名 | <table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>田 頭 喜久己</td> <td>副 町 長</td> <td>中 野 高 文</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>宮 崎 敏 宏</td> <td>総 務 課 長</td> <td>古 川 秀 志</td> </tr> <tr> <td>企 画 課 長</td> <td>亀 田 美 香</td> <td>大 刀 洗 稲 葉 佳 奈</td> <td>大 平 和 記 念 館</td> </tr> <tr> <td>財 政 課 長 補 佐</td> <td>福 本 歆</td> <td>税 務 課 長</td> <td>八 尋 福 由</td> </tr> <tr> <td>出 納 室 長</td> <td>橋 本 照 美</td> <td>住 民 課 長</td> <td>吉 浦 高 幸</td> </tr> <tr> <td>人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</td> <td>尾 籠 浩 一 郎</td> <td>健 康 課 長</td> <td>橋 本 豊</td> </tr> <tr> <td>環 境 防 災 課 長</td> <td>岡 部 裕 行</td> <td>建 設 課 長</td> <td>行 武 一 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 計 画 課 長</td> <td>田 中 達 也</td> <td>農 林 商 工 課 長</td> <td>谷 口 謙 司</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>徳 永 正 弘</td> <td>福 祉 課 長</td> <td>神 崎 英 昭</td> </tr> <tr> <td>こ だ も 課 長</td> <td>村 山 弥 生</td> <td>教 育 課 長</td> <td>宮 崎 宣 匡</td> </tr> <tr> <td>生 涯 学 習 課 長</td> <td>小 川 真 一</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 町 長 | 田 頭 喜久己 | 副 町 長 | 中 野 高 文 | 教 育 長 | 宮 崎 敏 宏 | 総 務 課 長 | 古 川 秀 志 | 企 画 課 長 | 亀 田 美 香 | 大 刀 洗 稲 葉 佳 奈 | 大 平 和 記 念 館 | 財 政 課 長 補 佐 | 福 本 歆 | 税 務 課 長 | 八 尋 福 由 | 出 納 室 長 | 橋 本 照 美 | 住 民 課 長 | 吉 浦 高 幸 | 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 | 尾 籠 浩 一 郎 | 健 康 課 長 | 橋 本 豊 | 環 境 防 災 課 長 | 岡 部 裕 行 | 建 設 課 長 | 行 武 一 洋 | 都 市 計 画 課 長 | 田 中 達 也 | 農 林 商 工 課 長 | 谷 口 謙 司 | 上 下 水 道 課 長 | 徳 永 正 弘 | 福 祉 課 長 | 神 崎 英 昭 | こ だ も 課 長 | 村 山 弥 生 | 教 育 課 長 | 宮 崎 宣 匡 | 生 涯 学 習 課 長 | 小 川 真 一 | | |
| 町 長 | 田 頭 喜久己 | 副 町 長 | 中 野 高 文 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 長 | 宮 崎 敏 宏 | 総 務 課 長 | 古 川 秀 志 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企 画 課 長 | 亀 田 美 香 | 大 刀 洗 稲 葉 佳 奈 | 大 平 和 記 念 館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財 政 課 長 補 佐 | 福 本 歆 | 税 務 課 長 | 八 尋 福 由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出 納 室 長 | 橋 本 照 美 | 住 民 課 長 | 吉 浦 高 幸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 | 尾 籠 浩 一 郎 | 健 康 課 長 | 橋 本 豊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環 境 防 災 課 長 | 岡 部 裕 行 | 建 設 課 長 | 行 武 一 洋 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都 市 計 画 課 長 | 田 中 達 也 | 農 林 商 工 課 長 | 谷 口 謙 司 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上 下 水 道 課 長 | 徳 永 正 弘 | 福 祉 課 長 | 神 崎 英 昭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| こ だ も 課 長 | 村 山 弥 生 | 教 育 課 長 | 宮 崎 宣 匡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生 涯 学 習 課 長 | 小 川 真 一 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠 席 者 | な し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本会議に職務のために出席した者の職氏名 | <table border="0"> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>山 本 孝</td> <td>議会事務局次長兼議会係長</td> <td>坂 田 康 仁</td> </tr> </table> | 議会事務局長 | 山 本 孝 | 議会事務局次長兼議会係長 | 坂 田 康 仁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議会事務局長 | 山 本 孝 | 議会事務局次長兼議会係長 | 坂 田 康 仁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

会 議 録

令和6年第2回臨時会

令和6年5月13日（月）

| | |
|------|--|
| 開 会 | |
| 議 長 | <p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は13人につき、定足数に達しております。</p> <p>ただいまから、令和6年第2回筑前町議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:20)</p> |
| 日程第1 | |
| 議 長 | <p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番 木村和彦議員及び6番 石橋里美議員を指名いたします。</p> |
| 日程第2 | |
| 議 長 | <p>日程第2 「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日5月13日の1日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日5月13日の1日間と決定をいたしました。</p> |
| 日程第3 | |
| 議 長 | <p>日程第3 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>田頭町長</p> |
| 町 長 | <p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和6年第2回臨時会を招集しましたところ、多数ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>今、筑前町は、黄金色の麦畑と新緑がまぶしい麦秋の候となりました。住宅と緑が調和した田園都市、「とかいなか」筑前の魅力輝く季節であると言えます。</p> <p>先日、福岡県から発表された人口動態によると、本町は福岡市と並んで人口増加率はトップであると報道されました。全国の多くの自治体が人口減少問題対応に苦慮する中で、本町は、前回の国立社会保障・人口問題研究所の人口予測を大きく上振れしています。これも、合併前のまちづくりを姿勢に、先人、先輩の方々の先見性と努力の成果であると思います。その活力を生かしながら、これからもまちづくり施策を住民と共に取り組んでいかなければならないと考えるところでございます。</p> <p>それでは、本日提案します議案等11件の提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>報告第2号、令和5年度筑前町下水道事業会計予算の繰越につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、繰り越して使用することとなった建設改良費に関する予算について、同条第3項の規定により町議会に報告するものです。</p> <p>承認第1号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、深沼新池・深沼旧池浚渫工事を施工するにあたり、工事内容の変更に伴う工事請負契約の変更をする必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。</p> <p>承認第2号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、原則として令和6年4月1日から施行されることに伴い、筑前町税条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。</p> <p>承認第3号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>から施行されたことに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。</p> <p>承認第4号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、筑前町立三輪小学校の教師用指導書を購入するにあたり、議会の議決を求める必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。</p> <p>議案第29号、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係する条例の規定を改正する必要が生じたことにより、町議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第30号、財産の取得につきましては、四三嶋地区工業用地造成工事（4工区）の用地を取得するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、町議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第31号、工事請負契約の締結につきましては、四三嶋地区工業用地造成工事（4-1工区）の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、町議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第32号、工事請負契約の締結につきましては、四三嶋地区工業用地造成工事（4-2工区）の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、町議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第33号、工事請負契約の締結につきましては、四三嶋地区工業用地造成工事（4-3工区）の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、町議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第34号、工事請負契約の締結につきましては、筑前町戦跡保存整備工事（掩体壕）の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、町議会の議決を求めるものです。</p> <p>以上が本日提案します議案等の提案理由です。</p> <p>慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上、開会にあたりましての挨拶と、議案等の提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | 町長の提案理由の説明が終わりました。 |
| 日程第4 | |
| 議 長 | <p>日程第4 報告第2号「令和5年度筑前町下水道事業会計予算の繰越について」を議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>上下水道課長</p> |
| 上下水道課長 | <p>おはようございます。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号「令和5年度筑前町下水道事業会計予算の繰越について」令和5年度筑前町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙繰越計算書のとおり報告する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>議案書の4ページ、繰越計算書をご覧ください。</p> <p>事業名は、三輪中央浄化センター施設更新工事（電気設備）です。</p> <p>令和5年度分金額について、4,510万円です。このうち2,500万円を繰り越します。この財源内訳としては、国県支出金1,374万5,000円、地方債1,060万円、その他65万5,000円となります。</p> <p>繰り越すこととなった主な要因については、施設を動かしながらの施工となるため、施工の方法、仮設方法の検討などに当初見込みより多くの時間を要したことによるものです。今回、予算を一部繰り越すこととなっておりますけれども、全体的な2か年の工期については、余裕を持って設定しております。現在、令和7年3月の完成に向け、進捗している状況です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>報告が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑ないようです。</p> <p>これで本件の報告を終わります。</p> |
| 日程第5 | |
| 議長 | <p>日程第5 承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（深沼新池・深沼旧池浚渫工事請負変更契約の締結）」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>農林商工課長</p> |
| 農林商工課長 | <p>議案書の5ページになります。</p> <p>承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、先ほどの町長説明のとおりでございます。</p> <p>議案書の6ページをお開きください。</p> <p>令和6年専決第1号、専決処分書。</p> <p>令和5年第57号議案をもって議決された工事請負契約の一部を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。</p> <p>令和6年3月18日付、町長名でございます。</p> <p>1 工 事 名 深沼新池・深沼旧池浚渫工事</p> <p>2 請負契約額 変更前7,546万円（内消費税686万円）</p> <p style="padding-left: 40px;">変更後7,860万6,000円（内消費税714万6,000円）</p> <p>変更の概要につきましては、参考に記載のとおりでございます。</p> <p>変更の理由としましては、浚渫土の処分区分の変更によるものと、道路舗装復旧の追加によるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>討論ございませんか。 (討論なし)</p> |
| 議 長 | <p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（深沼新池・深沼旧池浚渫工事請負変更契約の締結）」を採決します。 本件について承認することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p> |
| 議 長 | <p>挙手全員です。 したがって、承認第1号は承認することに決定をいたしました。</p> |
| 日程第6 | |
| 議 長 | <p>日程第6 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例の一部を改正する条例の制定）」についてを議題とします。 説明を求めます。 税務課長</p> |
| 税務課長 | <p>議案書の7ページをお開きください。 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほどの町長説明のとおりでございます。 8ページをお願いします。 令和6年専決第2号、専決処分書です。 地方自治法第179条の1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。 令和6年3月31日付、町長名でございます。 9ページから32ページまでが新旧対照表となっております。 今回の改正におきましては、法律改正による改正となっております。主な改正分について説明をさせていただきます。 9ページをお願いいたします。 筑前町税条例の一部を改正する条例 筑前町条例の一部を次のように改正する。 左側、改正案をご覧ください。 第34条の7、第1項中、「もしくは金銭」を削り、同項第1項中、「又は金銭」を削り、同号ケを改める。 町が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、地方税法の計算において寄附金控除が適用されるものです。 10ページ、町民税の減免、第51条第2項中と第51条第3項中、11ページ、固定資産税の減免、第71条第2項中と第71条の第3項中、12ページ、特別土地保有税の減免、第139条の3、第3項中の「によって」を「により」に、「において」を「には」に改める。 また、戻りまして、10ページ、町民税の減免、第51条、11ページ、固定資産税の減免、第71条、12ページ、特別土地保有税の減免、第139条の3の同項各号列記以外の部分にただし書を加える。 ただし書については、納期限までに必要事項を記載した申請に、減免を受けるようにすると証明書を添付して町長に提出するとなっておりますが、ただし書で、減免を受けようとする理由が明らかであり、町民税等を減免する必要が認められれば、</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>書類を簡略化することになっております。</p> <p>第56条中、「私立学校法第64条第4項」を「私立学校法第152条の5」に改める。</p> <p>附則第4条の2を削る。</p> <p>これは、単に課税標準の計算を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除することとされております。</p> <p>附則第7条の5、13ページ、附則第7条の6、15ページ、附則第7条の7、20ページ、附則第7条の8は、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設です。</p> <p>附則第8条、特別税額控除の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう、読替規定を追加し、条例のずれを改正するものです。</p> <p>21ページ、附則第10条の2は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、町特例の割合を定める規定の新設です。</p> <p>22ページ、附則第10条の3は、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合は特例を適用できるものとして、規定を新設するものです。</p> <p>24ページ、附則第11条、附則第11条の2、25ページ、附則第12条、27ページ、附則第13条は、年度更新となっております。</p> <p>28ページ、附則第15条は、年度を改めるものです。</p> <p>附則第16条の3、29ページ、附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第20条の2、31ページ、附則第20条の3につきましては、読替規定を追加するものとなっております。</p> <p>附則、施行期日、第1条、この条例は令和6年4月1日から施行するとしておりますが、先ほどからの説明で触れておりますように、定額減税の開始に伴うものは、法律改正に併せてそれぞれに附則の削減や追加を行い、そのほか、施行日等の経過措置があるものについては、附則として規定を行っております。</p> <p>また、第1条第2項に挙げる公益信託に関する法律の公布番号について、空欄となっておりますが、国からの交付番号が下りておらず、通達を待ち、追記させていただくこととなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p> |
| 議 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例の一部を改正する条例の制定）」を採決します。</p> <p>本件について承認することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p> |
| 議 長 | <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第2号は承認することに決定をいたしました。</p> |

| | |
|------|---|
| 日程第7 | |
| 議長 | <p>日程第7 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）」についてを議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>健康課長</p> |
| 健康課長 | <p>それでは、議案書33ページをお願いいたします。</p> <p>承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長の説明のとおりです。</p> <p>34ページをお願いします。</p> <p>専決処分書です。</p> <p>令和6年専決第3号、3月31日に専決処分したものです。</p> <p>35ページをお願いします。</p> <p>このページから36ページまでが新旧対照表となっております。</p> <p>35ページの第3条では、後期高齢者支援金分課税限度額を現行22万円から24万円へ改正し、改正なしの医療分と介護分とを合わせ、全体で賦課限度額が104万円から106万円となります。これは、医療費の増高が続く中で、高所得者にも応分の負担を求め、負担感が重い中間所得層に配慮するための改正です。</p> <p>また、物価上昇等の影響で軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、第22条第1項第2号において、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を29万円から29万5,000円へ改正し、同じく第3号において、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を53万5,000円から54万5,000円へと改正するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p> |
| 河内議員 | <p>命に関わるさらなる保険税の引き上げには断固反対を表明し、討論とします。</p> |
| 議長 | <p>続いて、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p> |
| 議長 | <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）」についてを採決します。</p> <p>本件について承認することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数です。</p> <p>したがって、承認第3号は承認することに決定をいたしました。</p> |

| | |
|------|---|
| 日程第8 | |
| 議 長 | <p>日程第8 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町立三輪小学校教師用指導書購入契約の締結）」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>教育課長</p> |
| 教育課長 | <p>議案書の37ページをご覧ください。</p> <p>承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりでございますので、省略をさせていただきます。</p> <p>議案書の38ページをご覧ください。</p> <p>専決処分書でございます。</p> <p>令和6年専決第4号、専決処分書。</p> <p>筑前町立三輪小学校教師用指導書購入契約を締結するにあたり、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。</p> <p>令和6年4月1日、町長名でございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取得する財産の表示 教師用指導書480部 2 契約の方法 随意契約 3 契約金額 817万3,440円（内消費税74万3,040円） 4 契約の相手方 朝倉郡筑前町中牟田255番地 多田書店 5 納入場所 筑前町立三輪小学校 6 納 期 限 令和6年4月5日 前期納入分 令和6年9月30日 後期納入分 <p>補足でございますけれども、前期納入分につきましては480部のうち401部、後期納入分につきましては79部でございます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>河内議員</p> |
| 河内議員 | <p>これは三輪小学校だけですけれども、ほかの学校の教師用指導書はどうなっているのかお尋ねします。</p> |
| 議 長 | <p>教育課長</p> |
| 教育課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>議決対象が700万円以上になっておりますので、三輪小が700万円を超えておりますので、そちらのほうだけ対象ということでございます。</p> |
| 議 長 | <p>河内議員</p> |
| 河内議員 | <p>ということは、ほかのところも同じく教師用の指導者は購入したということですね。</p> |
| 議 長 | <p>教育課長</p> |
| 教育課長 | <p>お答えいたします。</p> <p>ほかの小学校も購入をしております。</p> |
| 議 長 | <p>ほかにございませんか。</p> |

| | |
|------|---|
| | (質疑なし) |
| 議長 | これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし) |
| 議長 | 討論なしと認めます。 これから、承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町立三輪小学校教師用指導書購入契約の締結）」を採決します。 本件について承認することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手) |
| 議長 | 挙手全員です。 したがって、承認第4号は承認することに決定をいたしました。 |
| 日程第9 | |
| 議長 | 日程第9 議案第29号「地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長 |
| 総務課長 | 議案第29号について、議案書39ページをお願いいたします。 議案第29号「地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由は、町長説明のとおりですので、省略いたします。 議案書は、40ページから41ページの新旧対照表をお願いいたします。 職員の賠償責任を規定しています地方自治法第243条の2の2が第243条の2の8に条ずれする地方自治法の一部を改正する法律の公布及び普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等を規定している地方自治法施行令第173条が第173条の4に条ずれする地方自治法施行令の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、これらの規定を引用している筑前町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例、筑前町監査委員条例の2本の町条例を、地方自治法及び地方自治法施行令の内容の変更はない条ずれに対応し、今回改正するものです。 附則としまして、この2本の条例は、公布の日から施行するものです。 以上で説明を終わります。 よろしくをお願いいたします。 |
| 議長 | 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし) |
| 議長 | 質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし) |
| 議長 | 討論なしと認めます。 これから、議案第29号「地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。 |

| | |
|--------|---|
| | 議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手) |
| 議 長 | 挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 日程第10 | |
| 議 長 | 日程第10 議案第30号「財産の取得について(四三嶋地区工業用地造成事業(4工区))」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長補佐 |
| 財政課長補佐 | 議案書の42ページをお願いします。 議案第30号「財産の取得について」 次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。 本日付提出、町長名です。 提案の理由については、町長説明のとおりです。 今回、上程する案件は、四三嶋地区工業用地造成事業(4工区)の用地で、町が地権者に公共事業用資産の買い取り申し出を行った土地の案件であり、予定価格700万円以上で、かつ5,000平米以上のものに係る財産の取得について、議会の議決を求めるものです。 町が取得する財産は、43ページ。 1 取得する財産の表示に記載のとおり。 所在地 筑前町四三嶋字向原772番地1 地 目 田 地 積 923平米ほか22筆で、合計面積3万7,180平米です。 2 取得価格 1億8,590万円。平米単価は5,000円です。 3 契約の相手方は、筑前町四三嶋1122番地、岡部茂実氏ほか表に記載する12名の方です。 以上で説明を終わります。 よろしくをお願いします。 |
| 議 長 | 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし) |
| 議 長 | 質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし) |
| 議 長 | 討論なしと認めます。 これから、議案第30号「財産の取得について(四三嶋地区工業用地造成事業(4工区))」を採決します。 議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手) |
| 議 長 | 挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 日程第11 | |
| 議 長 | 日程第11 議案第31号「工事請負契約の締結について(四三嶋地区工業用地造成工事(4-1工区))」を議題とします。 |

| | |
|--------|--|
| | 説明を求めます。 財政課長補佐 |
| 財政課長補佐 | 議案書45ページをお願いします。 議案第31号「工事請負契約の締結について」 次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。 本日付提出、町長名です。 1 工 事 名 四三嶋地区工業用地造成工事（4-1工区） 2 契約の方法 指名競争入札 3 請負契約額 7,480万円 4 契約の相手方 福岡県朝倉郡筑前町安野103番地3 株式会社宮尾組夜須営業所 代表取締役 宮尾秀行 提案理由については、町長説明のとおりです。 46ページをお願いします。 入札結果につきましては、株式会社宮尾組夜須営業所が第1回目の入札で落札し、 落札率は99.62%でございます。 工事箇所及び工事概要は記載のとおりです。 工期は、契約の効力発生の日から令和7年2月28日まででございます。 以上で説明を終わります。 よろしく願いいたします。 |
| 議 長 | 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし) |
| 議 長 | 質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし) |
| 議 長 | 討論なしと認めます。 これから、議案第31号「工事請負契約の締結について（四三嶋地区工業用地造成工事（4-1工区）」を採決します。 議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手) |
| 議 長 | 挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 |
| 日程第12 | |
| 議 長 | 日程第12 議案第32号「工事請負契約の締結について（四三嶋地区工業用地造成工事（4-2工区）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長補佐 |
| 財政課長補佐 | 議案書の47ページをお願いします。 議案第32号「工事請負契約の締結について」 次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。 本日付提出、町長名です。 1 工 事 名 四三嶋地区工業用地造成工事（4-2工区） 2 契約の方法 指名競争入札 |

| | |
|--------|---|
| | <p>3 請負契約額 2億7,170万円</p> <p>4 契約の相手方 福岡県朝倉郡筑前町東小田1935番地1 有限会社武土木建設 代表取締役 武田展彦</p> <p>提案理由については、町長説明のとおりです。 48ページをお願いします。 入札結果につきましては、有限会社武土木建設が第1回目の入札で落札し、落札率は99.48%でございます。 工事箇所及び工事概要は記載のとおりです。 工期は、契約の効力発生の日から令和7年2月28日まででございます。 以上で説明を終わります。 よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p> |
| 議長 | <p>討論なしと認めます。 これから、議案第32号「工事請負契約の締結について（四三嶋地区工業用地造成工事（4-2工区）」を採決します。 議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願ひます。 (賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> |
| 日程第13 | |
| 議長 | <p>日程第13 議案第33号「工事請負契約の締結について（四三嶋地区工業用地造成工事（4-3工区）」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長補佐</p> |
| 財政課長補佐 | <p>議案書の49ページをお願いします。 議案第33号「工事請負契約の締結について」 次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。 本日付提出、町長名です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工 事 名 四三嶋地区工業用地造成工事（4-3工区） 2 契約の方法 指名競争入札 3 請負契約額 3億2,780万円 4 契約の相手方 福岡県朝倉郡筑前町山隈934番地1 株式会社平田組筑前支店 代表取締役 平田立身 <p>提案理由については、町長説明のとおりです。 50ページをお願いします。 入札結果につきましては、株式会社平田組筑前支店が第1回目の入札で落札し、落札率は96.54%でございます。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>工事箇所及び工事概要は記載のとおりです。 工期は、契約効力の発生の日から令和7年2月28日まででございます。 以上で説明を終わります。 よろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p> |
| 議長 | <p>討論なしと認めます。 これから、議案第33号「工事請負契約の締結について(四三嶋地区工業用地造成工事(4-3工区))」を採決します。 議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> |
| 日程第14 | |
| 議長 | <p>日程第14 議案第34号「工事請負契約の締結について(筑前町戦跡保存整備工事(掩体壕))」を議題とします。 説明を求めます。 財政課長補佐</p> |
| 財政課長補佐 | <p>議案書の51ページをお願いします。 議案第34号「工事請負契約の締結について」 次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。 本日付提出、町長名です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事名 筑前町戦跡保存整備工事(掩体壕) 2 契約の方法 指名競争入札 3 請負契約額 1億9,800万円 4 契約の相手方 福岡県朝倉郡筑前町依井1702番地1 矢野建設工業株式会社 代表取締役 矢野雅宏 <p>提案理由については、町長説明のとおりです。 52ページをお願いします。 入札結果につきましては、矢野建設工業株式会社が第2回目の入札で落札し、落札率は96.83%でございます。 工事箇所及び工事概要は記載のとおりです。 工期は、契約の効力発生の日から令和7年3月7日まででございます。 以上で説明を終わります。 よろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p> |
| 議 長 | <p>討論なしと認めます。 これから、議案第34号「工事請負契約の締結について（筑前町戦跡保存整備工事（掩体壕）」を採決します。 議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)</p> |
| 議 長 | <p>挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> |
| 閉 会 | |
| 議 長 | <p>これで本日の会議は全部終了いたします。 町長から挨拶がございます。</p> |
| 町 長 | <p>お礼を申し上げます。 全ての提案いたしました議案、承認、可決いただきましてありがとうございました。早速、執行に取りかかります。 よろしくお願い申し上げます。 ありがとうございました。</p> |
| 議 長 | <p>町長からの挨拶が終わりました。 会議を閉じます。 令和6年第2回筑前町議会臨時会を閉会します。 お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(11:08)</p> |
| | <p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 田中政浩</p> <p style="text-align: center;">5番 議 員 木村和彦</p> <p style="text-align: center;">6番 議 員 石橋里美</p> |